

## フランスにおける刑事事件報道の規制

——無罪推定原則のマス・メディアへの適用の問題を中心に

大 石 泰 彦

### La réglementation de l'information policière et judiciaire en France

Yasuhiko OISHI

#### sommaire

La réglementation de l'information policière et judiciaire concerne de deux valeurs sociales protégées : l'équité de la justice et le droit de la personnalité. En France, cherchant à assurer un certain équilibre entre la liberté de la presse et le droit de la personnalité, divers mécanismes juridiques ont été mis en place par les dispositions de la loi du 4 janvier 1993. Le but principal de la loi est la protection de la présomption d'innocence de l'inculpé et du prévenu.

Keywords: justice, crime et délit, information, presse, journalisme, personnalité.

#### 要 旨

刑事事件報道（犯罪報道）の規制は、二つの保護法益、すなわち公正な司法と人格権にかかわる問題である。フランスにおいては、プレスと人格権との間の一定の均衡をはかる目的で、1993年1月4日法律の諸規定によってさまざまな法的措置がとられたが、その主要な目的は被疑者・被告人の無罪推定の保護である。

キーワード：司法、犯罪、報道、マス・メディア、ジャーナリズム、人格。

## はじめに

本稿は、フランスにおける刑事事件報道（犯罪報道）に対する法的規制の現状を、人格権のひとつとして新たに「無罪推定を尊重される権利」をすべての人に認め、その保護のためのさまざまな手段を規定する民法典第9-1条（1993年1月4日法律によって民法典に挿入された）を中心に検討するものである。

刑事事件報道規制の問題は「公正な司法の実現」と「訴訟関係者の人格的利益の保護」というふたつの規制根拠が交錯する領域である。フランスにおいては、従来より、主として前者（公正な司法）が強く意識され、それを主たる目的とする諸制度が機能してきた。1993年の民法典改正は、このような従来の方向性を転換し、訴訟関係者、特に被疑者・被告人の人格権の保護を根幹に据えた刑事事件報道規制を実現しようとするものである。民法典第9-1条は次のように規定する。

「(第1項) 各人は、無罪推定を尊重される権利を有する。 ; (第2項) 警察に留置され、あるいは、予審開始決定が下された……者が、何らかの刑の宣告が行われる前に、警察捜査あるいは予審の対象とされた事実について有罪であるとして〔マス・メディア等により〕公表された場合、裁判官は、無罪推定に対する侵害を中止させるために、時に急速審理〔注・仮処分手続〕を用いて、当該記事を掲載した出版物にコミュニケの掲載を命ずることができる。ただし、これとは別に被害について損害賠償請求訴訟が提起され、あるいは新民事訴訟法典を適用してそれ以外の諸措置が命じられることもありうる。……」

しかし、こうした司法当局による強権的ともいえる刑事事件報道の“浄化”は、当然「プレス自由」を掲げるマス・メディアにとっては大きな脅威となるものである。両者（司法とマス・メディア）の折り合いは現在のところどのようなかたちでつけられているのか。本稿は、この点を、「無罪推定を尊重される権利」の保護の要件および限界、さらには同権利救済のための諸手段を紹介することを通じて検討してゆく。

なお、「無罪推定を尊重される権利」に関する考察に入る前に、その前提として、1993年法律制定以前から存在する刑事事件報道規制にかかわる諸制度を概観する。またその際、「プレス自由」にとって特に重要性をもつと思われるふたつの問題、すなわち、マス・メディアの報道に対するいわゆる“裁判所侮辱”を理由とする規制の問題、および、刑事裁判における証言拒否権を中心とするジャーナリストの職業上の秘密をめぐる問題についてやや立ち入った考察を行う。

## I 刑事事件報道規制の基本構造

### 1 刑事事件報道を規制する諸規定

刑事事件の取材・報道は、フランスにおいても、マス・メディアの日常業務の重要部分を占めているが、この種の取材・報道に関しては、公正な捜査・裁判の確保や、事件・訴訟関係者の人格的権利の保護といった観点からのさまざまな法的規制が加えられている<sup>(1)</sup>。以下、六種類の規制を順次紹介するが、これらのうち第一のものは捜査・予審<sup>(2)</sup> instruction 段階における規制、残りは裁判段階における規制である。

**捜査および予審の手続の秘密** 第一のものは、刑事訴訟法典 Code de procédure pénal (C P P) 第11条に規定される捜査および予審の手続の秘密である。同条は次のように規定している<sup>(3)</sup>。

「(1項) 法律に別段の定めのある場合を除いては、捜査および予審の過程における手続は、これを秘密とする。ただし、防御権を侵害してはならない。；(2項) 前項の手続に関与した者は、何人も、……職務上の秘密を守らなければならない。これに違反した者は、……刑に処する。」

この秘密の義務を負う者は、裁判官、司法警察吏 officier de police judiciaire (検事、警視など)、警察官、書記官、専門官であり、彼らは、原則として、警察によって現に捜査が行われ、あるいは、裁判所において予審が行われている事件に関して、職務上知りえたすべての事実を他人に洩らしてはならない。また、条文上「防御権を侵害してはならない」と規定されているため、弁護士にはこの条文が適用されないが、彼らに対しては別に、刑法典第226-13条<sup>(4)</sup>によって職業上の秘密の尊重が義務づけられている。なお、以上のような捜査・予審関係者の守秘義務は、ジャーナリストの取材活動を事実上制約するものであるが、いかなる場合においても、ジャーナリスト自身がこの義務に拘束されることはない。

**「証言および裁判に威迫を加える論評の禁止」および「裁判(所)に不信をなげかける表現の禁止」** 第二のものは、「証言および裁判に威迫を加える論評の禁止」および「裁判(所)に不信をなげかける表現の禁止」である。このうち威迫については刑法典第434-16条が次のように規定している。

「(1項) 裁判所の終局判決が下される前に、証人の証言または予審裁判所もしくは判決裁判所の裁判に影響を与える目的で威迫 pressions を加える性質の論評を公表する行為

は6月の拘禁および50,000フランの罰金に処する。;(2項) 犯罪行為が文字または視聴覚による報道を手段として行われた場合、責任者の確定に関して、報道を規制する法律の特別規定〔注・出版の自由に関する1881年7月29日法律(1881年出版自由法)<sup>(5)</sup>第42条〕を適用する。〕

また、不信については刑法典第434-25条が次のように規定している。

〔(1項) あらゆる性質の動作、言語、文書あるいは映像によって公然と裁判所の行為あるいは裁判に対して不信をなげかけようとする行為は、司法権の権威あるいは独立に損害を与える性質を帯びる場合、6月の拘禁および50,000フランの罰金に処する。;(2項) 前項の規定は、専門的な論評、または、裁判の変更、破毀もしくは再審を求める行為、言語、文書もしくは映像には適用しない。;(3項) 犯罪行為が文字あるいは視聴覚による報道を手段として行われた場合、責任者の確定に関して、報道を規制する法律の特別規定を適用する。〕

前者は、進行中の裁判に対する論評を公表することにより裁判権の行使に圧力を加える行為を処罰するものであり、後者は、裁判所の判決を批判することによって裁判あるいは裁判所に加えられる侮辱を処罰しようとするものである。これらふたつの条文の目的とするところは、裁判所の尊厳の確保であり、英米法における裁判所侮辱<sup>(6)</sup> contempt of courtの制度に対応するものであると言えよう。この両条文については、次項においてやや詳しく紹介する。

**裁判審理の撮影・音声採取の禁止** 第三のものは、裁判審理の撮影・音声採取の禁止である。1881年出版自由法第38条の3第1項は次のように規定する。

〔行政裁判所あるいは司法裁判所における審理が開始された後は、言語や映像を記録し、定着させ、あるいは伝達するために用いられるいかなる器具の使用も禁止される。裁判長は、この禁止に違反して用いられるあらゆる器具および言語あるいは映像を内蔵する装置の押収を命ずる。〕

この条文の目的とするところは、裁判の静謐さの確保および裁判関係者の諸権利の保護であると考えられている。そして実際に、この条文が存在するために、テレビによる裁判の中継をはじめとする裁判映像の報道における使用は、原則として行われていないようである<sup>(7)</sup>。ただし、こうした禁止は、「両当事者あるいはその代理人および検事がそれに同意する場合」には解除され、さらに、歴史資料としての価値を有するような裁判については、訴訟当事者あるいは検察官の請求にもとづき、その視聴覚記録が作成される場合もある(裁判の視聴覚記録の作成に関する1985年7月11日法律<sup>(8)</sup>)。

しかしながら、このようにして作成された裁判の視聴覚記録物の再生（放送）は、きわめて厳しい条件の下におかれている。すなわち、例外的な場合（人道に反する罪<sup>9)</sup>の訴訟記録）を除き、再生（放送）を自由に行いうるのは訴訟の終結の日から数えて50年経過した後である。

**内部審理の秘密の保護** 第四のものは、内部審理の秘密の保護である。1881年出版自由法第39条4項は次のように規定する。

「陪審、上級裁判所、下級裁判所における内部審理の報道は、……禁止される。」

刑事訴訟法典第306条は「審理は、公開することが公の秩序又は善良な風俗にとって危険である場合を除いて、これを公開しなければならない」と規定する。この条文はこの公開原則が内部審理には及ばないことを明らかにするものであり、内部審理の報道はいかなる理由があろうとも許容されない。

**手続書類の事前公表の禁止** 第五のものは、手続書類の事前公表の禁止である。1881年出版自由法第38条1項は次のように規定する。

「起訴状その他すべての重罪あるいは軽罪に関する手続書類を、それが公判廷において読み上げられる前に公表することは禁止される。これに違反した場合、125,000フランの罰金に処せられる。」

**特定の種類の訴訟に関する報道の禁止** その他、特定の種類の訴訟に関する報道の禁止、あるいは、特定の種類の訴訟に関する報道を事実上不可能にする条項が、1881年出版自由法その他によって規定されている。

まず、特定の種類の訴訟に関する報道の禁止であるが、次のような禁止事項が存在する。

①私生活上の事実、10年以上前の事実、および、大赦・時効・名誉回復・再審無罪の対象となった犯罪事実に関する名誉毀損訴訟の報道の禁止（1881年出版自由法第39条1項）

②親子関係、養育費請求、離婚、夫婦の別居、婚姻無効および妊娠中絶に関する訴訟の報道の禁止（同）

ただし、①②の禁止は、「当事者の匿名性が尊重される場合には、専門的な刊行物には適用されない」（1881年出版自由法第39条2項）ものとされる。

③少年事件に関する裁判の審理内容の報道の禁止、および、判決報道における氏名摘示の禁止（イニシャルの摘示も禁止される）（1945年2月2日オルドナンス第14条）

④裁判所がそれを決定した場合における、あらゆる民事訴訟の報道の禁止（1881年出版自由法第39条3項）

次に、特定の種類の訴訟に関する報道を事実上不可能にする条項であるが、強姦罪ある

いは強制猥褻罪に関し、被害者の氏名を公表し、あるいは被害者を特定することを可能ならしめる情報の公表の禁止が規定されている（1881年出版自由法第39条の5）。この種の情報の公表は、捜査・予審段階においても同様に禁止される。ただし、こうした禁止は「被害者が書面による同意を与え」た場合には解除される。

## 2 裁判所侮辱をめぐる問題

前節において紹介したフランスにおける裁判所侮辱ともいべきふたつの規定、すなわち、証言および裁判に威迫を加える論評を禁止する刑法典第434-16条、および、裁判所に対する不信をなげかける表現を禁止する同第434-25条について少し詳しく見てゆきたい<sup>99</sup>。

**史的展開** このふたつの条文は、その起源を1958年12月23日オールドナンスによって旧刑法典にその第227条および第226条として挿入されたふたつの条文に溯ることができる。この両条文の規定は、それを受け継ぐ現行の条文と大差ないものであり、制度創設の趣旨は、すでに述べたように裁判所の尊厳の確保、特にいわゆる赤新聞（低俗新聞）による裁判所に対する侮辱的言辞の取り締まりであった。

しかし、こうして制定された旧刑法典第226条および227条に対しては、特にジャーナリストが「プレスの自由」や「意見の自由」を侵害するおそれがあるとして強い反発を示し、また、刑法学者を中心とする研究者もほぼ一致して、これらについては「ひたすら注意深く、かつ慎重に適用される」ことが必要であるとの懸念を表明した。これをうけて司法大臣は、1959年3月13日の記者会見の席上、これらの条文を「最大限、自由を尊重する精神にもとづいて解釈する」ことを約束し、さらに1960年代前半における裁判所侮辱関連裁判において相次いで無罪判決が出された。（特に、第227条については、同条違反の有罪判決はついに一度も出されることがなかった。）こうしたことから、ジャーナリストの懸念も徐々に薄らぎ、議論は一旦は収束に向かうかに思われた。

しかしながら、少ないながらも裁判所侮辱を理由とするプレスの摘発が時折行われ、しかもそれが当初両条文がターゲットとしていた赤新聞ではなく、発行部数の少ない政治新聞に対するものであった——この点については、後に再び触れる——ことから、この制度のもつジャーナリズム活動に及ぼす危険性が再び認識されることになった。その後、1992年7月の新刑法典においてふたつの条文が継承されるかそれとも廃止されるかが注目されたが、結局、すでに述べたように両条文ともほぼそのままの形で継承されたため、その危

険性は現在もそのまま残存していると言える。

**構成要件（刑法典第434—25条）** 次に、ふたつの条文のうちしばしば実際に適用されてきた、裁判（所）に対し不信をなげかける表現を禁止する新刑法典第434—25条（旧第226条）の構成要件 *conditions constitutives* を見ておこう。具体的には、次の四つの要件が存在している。

①公表性 *publicité* の要件——条文においては、公表の方式として「動作、言語、文書あるいは映像」が列挙されているが、これは限定列挙ではなく例示であり、言説が公開された場所においてなされるか、あるいは多数の人々に向けてなされる場合には、すべて公開性が存在するものと考えられる。

②表現の標的 *objet* にかかわる要件——条文においては、「裁判所の行為あるいは裁判」を標的とする言説が問題となることが示されているのみであるが、この場合の裁判（所）とはより具体的には、刑事裁判（所）のみならず民事裁判（所）〔商事裁判（所）や労働裁判（所）を含む〕、行政裁判（所）、憲法院（の判決）、証券取引委員会（の決定）である。

③不信 *discrédit* の表明の要件——条文においては裁判（所）に対する「不信を投げかける *jeter le discrédit*」表現が規制対象となることが明らかにされているが、実際には、表現者が裁判所の活動に正当に随伴する信用を標的として、狡猾にそれを失墜させようとする場合にのみ不信の存在が認められることになる。具体的には、「これはエセ裁判 *une parodie de justice* である。専制君主政や王政の時代のように、企業経営者に逆らう勇気をもつ人々が裁かれ、打ち倒されたのである」といった裁判論評<sup>91</sup>、あるいは、陪審員に対する人種差別主義者 *raciste* 呼ばわり<sup>92</sup>、さらには、裁判官に対する動物呼ばわり<sup>93</sup>（たとえば、ウシのように愚鈍であるとか、トラのようにどう猛であるとかいった論評）などが問題となる。

④害意 *intention coupable* の要件——害意とは、単なる故意犯における心理的要素としての故意 *intention criminelle*（刑法によって禁止されていることを知りながら、禁止された行為を実行する意思）ではなく、それを超えるもの、すなわち条文の表現によれば「司法権の権威又はその独立に侵害を与え」ようとする積極的意思であるとされる。しかしながら、害意の認定をめぐるのは制度の本質にかかわるやや複雑で重要な問題が含まれているので、少し詳しく論じてみたい。

**害意をめぐる問題** すでに述べたように、害意とは司法権の権威・独立を侵害しようとする積極的意思であるが、これが判決を批判するという行為に伴って必然的・自動的に認

められるものである（すなわち、客観的要因である）のか、それとも、司法批判を行う者が、個々の判決に対する批判を超えて、司法権の権威自体を侵害しようとする意図をもっていたことが必要とされる（すなわち、主観的要因である）のが問題となる。この点に関して破毀院<sup>94</sup>は、「非難の対象となった裁判官その人を超えて、国家の基本的制度とされる裁判を、その権威の点で、あるいはその独立性の点で侵害しようとした」ことが立証されない限り害意の存在は認められないとして、主観的要因説をとった。このような破毀院の解釈は、当時はジャーナリズムに対する“寛容”のあらわれとして積極的に評価されたが、その後こうした解釈が実はジャーナリズム活動にとっての新たな危険性を内包するものであることが次第に認識されるようになった。すなわち、新刑法典第434-25条（当時の刑法典第226条）の規制対象は本来、いわゆる赤新聞であったはずだが、破毀院の判断によればむしろ司法権を含む国家制度そのものに根底的に批判を加えるような政治的論評が主たる標的となるからである。その具体例として、1974年に破毀院において有罪判決が確定したいわゆるカヴィドローン事件<sup>95</sup>を見ておきたい。

**カヴィドローン事件** カヴィドローン Cawidrone は、海外領土ヌーヴェル・カレドニー（ニュー・カレドニア）<sup>96</sup>の主都ヌーメアにおいて発行される原住民カナク族独立推進派の新聞（紙名不詳）の発行責任者であるが、1970年9月10日、同紙に論説を掲載し、その中で、同じ独立推進派に属するある人物が特定の人種（具体的にはヨーロッパ系住民）に対する殺人の煽動、侮辱、名誉毀損を理由として有罪の判決を受けたことに抗議して、この事件の黒幕は植民地主義的地方政府であり、実行者は裁判所であるとした上で、「彼ら〔注・裁判所〕の日常的業務は資本主義の番犬さらには召使としての汚い仕事であり、尋問し、告訴し、刑を宣告するための口実だけが必要であった」と論難した。この結果、カヴィドローンは刑法典第226条（当時）に規定される「裁判（所）に対して不信をなげかける表現の禁止」に違反したとして罰金2,200フランの有罪判決を受け、ヌーメア控訴院もこれを支持した。カヴィドローンは、この論説はヨーロッパ系住民の圧力下に、原住民を圧迫し、彼らの解放を妨害しようとする政府の政策に激しく抗議するだけのものであって、刑法典第226条に違反するものではないと主張し、破毀院に上告した。しかし破毀院刑事部は、1974年12月3日の判決において、次のように述べて上告棄却の判決を下した。

「〔本件事実審の〕担当裁判官が、この過激な論説は市民に許容される自由な批判の限界を超えるものであると判定し、また、この論説の執筆者が、……裁判所の法的諸行為と判決に対し不信を投げかけることによって、特定の裁判官個人とは関係なく、それら個々の裁判官を超えて、国の基本的制度と見なされる裁判それ自体の権威を傷つけようとした



ものであると判定したことは〔適切である。〕……したがって、〔控訴院の〕判決は正当である。」

カヴィドロン事件において問題とされた表現は、海外領土における原住民の独立運動によって提示されたものであるが、破毀院は、こうした独立運動の一環としてなされた反政府的表現に対する国家機関（裁判所）の権威を名目とする処罰を正当なものであると認めた。こうした判断は、従来より破毀院が、刑法典第226条に規定されていた裁判（所）に対して不信をなげかける表現の禁止に関して、この条文に抵触する表現を個々の判決に対する批判を超えて司法権の権威自体を侵害するものに限定する立場をとってきたことの当然の帰結であると言える。しかしながら、このように裁判所の権威の名の下に反政府的少数意見を封じ込めようとすることは、裁判所侮辱制度の本来的趣旨を逸脱するものであり、また別の見方をすれば、この制度の危険性と限界を示すものであると言えよう<sup>97</sup>。

### 3 ジャーナリストの職業上の秘密の保護をめぐる問題

ジャーナリストが自らの職業活動を遂行する上で、取材の秘密の権利が認められること、言い換えれば、「自らの意思に反して当該情報を入手し得た状況の公表を強制されないこと」<sup>98</sup>が権利として承認されることが必須の条件となることについては多言を要さないであろう。実際、ヨーロッパの多くの国においてはこうした権利が法律あるいは憲法に明記され保護の対象となっている<sup>99</sup>。ところが、フランスにおいては最近（1993年）に至るまで長くこうした権利が承認されなかった。以下、フランスにおける職業上の秘密保護の史的展開と現状を見てゆきたい<sup>100</sup>。

**史的展開** 旧刑法典第378条1項は、「医師、外科医その他の免許医、薬剤師、助産婦、および、その他身分もしくは職業により、または、一時的もしくは永久的職務により自己に秘密を打ち明けられた者が、法律上告発の義務を負い、あるいはその権利を有する場合を除いて、その秘密を漏洩したときは、1月以上6月以下の拘禁および500フラン以上15,000フラン以下の罰金に処する」と職業上の秘密について規定していた。しかし、ジャーナリストは、この条文にいう「身分もしくは職業により、自己に秘密を打ち明けられた者」には含まれないものとみなされ、したがってジャーナリストは職業上の秘密の保持義務を負わないかわりに、犯人隠匿罪あるいは犯人不告発罪に関する刑法典の諸規定あるいは証人尋問に関する刑事訴訟法典の諸規定が規定する義務を、職業上の秘密を理由として免れることもできないと考えられてきた。

一方、1918年に制定されたフランスにおける代表的なジャーナリスト倫理規範である「ジャーナリストの職業上の義務に関する憲章<sup>20</sup> Charte des devoirs professionnels des journalistes français」は、その第9項において「〔ジャーナリストは〕職業上の秘密を厳守する」と規定している。また、公共部門のラジオ・テレビのジャーナリストに関しては、1983年7月9日の労働協約の修正条項 *avenant* が、「ジャーナリストは、自らの情報源を洩らすことを拒否する権利を有する」と規定している。しかし前者は、ジャーナリストが自ら定める職業遂行上のルール、すなわちいわゆる倫理規範にすぎず、また後者も、雇用主とジャーナリストとの間でのみ効力を有するルールにすぎず、たとえばこれらによって、ジャーナリストに職業上の秘密を理由に法廷における証言を拒否する権利が付与されるわけではない。ただし、実際の裁判においては、ジャーナリストが取材源を保護するという自らの倫理的使命に従って、偽って情報源を知らないとか忘れたとか主張した場合、裁判所がそれ以上の証言や証拠提出を求めない傾向にあり、こうしたやり方で、実際上はジャーナリストの職業上の秘密が裁判手続において一定の保護を受けてきたのである。

**現行制度** ところがこうした不安定な保護の状況は、1993年にジャーナリストの職業上の秘密にかかわる新規定を盛り込んだ1993年1月4日法律が制定されるに及んで大きく変化した。この法律によって刑事訴訟法典に盛り込まれたふたつの規定を見てみよう。

まず、1993年法律によって挿入された刑事訴訟法典第56-2条であるが、同条は、「出版企業および視聴覚コミュニケーション企業の社屋における家宅捜索 *perquisition* は、司法官 *magistrat* のみが実施することができる。司法官は、捜査がジャーナリストの自由な職務遂行を侵害せず、かつ、情報の伝達に関する不当な障害となりあるいは不当な遅延をもたらすことがないようにしなければならない」と規定する。しかし、この規定の適用範囲は未だ不明確である。特に「出版企業および視聴覚コミュニケーション企業」とはいかなる企業を指すのかは、ドイツとは異なりこれまでいくつかの例外を除けばマス・メディアにいわゆる“特権 *régime de faveur*”を認めてこなかったフランスにおいては重要な論点となるであろう。

次に、1993年法律によって挿入された刑事訴訟法典第109条2項であるが、同条は、「自らの職業活動の遂行の際に収集した情報に関して証人として喚問されたいかなるジャーナリストも、その情報源を明らかにしない自由を有する」と規定する。本条によってジャーナリストが自らの情報源（取材源）を秘匿することが認められるのは、予審法廷および判決法廷（軽罪裁判所および重罪裁判所）に証人として喚問されるあらゆる場合である。ただし、ジャーナリストが何らかのかたち（共謀・共犯など）で犯罪に関与する場合、この

特権は剥奪される（後掲カナル・アンシェネ事件参照）。

さて、民事裁判においてジャーナリストによる職業上の秘密の主張を容認した事例として、ブラット・ピット事件判決（パリ大審裁判所1997年6月25日判決）がある。この事件は、俳優ブラット・ピットが、自らの私生活に侵入し“驚くべき”ヌード写真を撮影・出版した出版社（プリズマ・プレス）に対して私生活侵害（民法典第9条<sup>20</sup>）を理由とする金銭賠償を命じ、あわせて写真の撮影者に対して原告へのネガの引き渡しを命ずる判決を求めたものである。原告側は、撮影者を特定することができなかつたため、プリズマ・プレスのジャーナリストに対し撮影者を明らかにすることを要求した。しかし、こうした要求に対してジャーナリストは証言を拒否し、また裁判所もこれを容認したため、結局ネガの引き渡しは実現しなかつた。この事例を他の事例と併せて考えると、民事裁判においては裁判所がジャーナリストの職業上の秘密の主張に比較的好意的であることがうかがえる。

**カナル・アンシェネ事件** しかしながら、ジャーナリストの職業上の秘密の保護に関しては、未だ大きな問題点が残されている。そのことを端的に示すのがカナル・アンシェネ事件判決である<sup>21</sup>。

1989年9月27日、辛辣な風刺で知られる週刊紙『カナル・アンシェネ』は、同紙記者クロード・ロワールの署名入り記事「カルヴェは、その給料にターボエンジンを搭載する」を掲載したが、その記事中には、大手自動車企業社長ジャック・カルヴェの1986、1987、1988年度分の課税通知書——そこには、彼の各年度の給与所得の申告額も記載されている——三枚の部分的な複写が提示されていた。これに対してカルヴェは告訴を行い、ロワールおよび発行責任者<sup>22</sup>ロジェ・フレッソーズが、特定されない税務職員による職業上の秘密漏洩（税務手続規定第L.103条違反）に由来する情報の隠匿容疑、および、違法に複写された写真の隠匿容疑（いずれも旧刑法典第460条<sup>23</sup>に違反する行為であると当局は主張した）で軽罪裁判所に送致された。軽罪裁判所は、情報の出所となった税務職員を特定できないまま、ロワールとフレッソーズに対し「違法に複写された写真の隠匿」を理由として有罪判決を下し、控訴院もこれを支持した。両者は、秘密漏洩者が特定されない段階での起訴は、自らの防御権を侵害するものであること、またフレッソーズは、1881年出版自由法第42条によって各メディアに置かれる発行責任者は、同法によって規定される違反行為についてのみ責任を負う存在であることを主張し、破毀院に上告した。この上告をうけた破毀院刑事部は、1995年4月3日の判決において、次のように述べてフレッソーズの上告を棄却した。

「控訴院判決は、……税務手続規定第L.103条によって税務職員がその責を負うべきも

のとされる職業上の秘密漏洩罪が実在することが証明されたこと、そして、この罪の犯人が特定されなかったことは問題ではないことを確認した〔がそれは正当である。なぜならば控訴院は〕これら兩名に対し、盗品あるいは情報の隠匿ではなく、単にジャック・カルヴェの課税通知書の〔明らかに違法な〕複写の隠匿によって有罪であると宣告した〔からである。〕」「さらに〔控訴院の〕裁判官は、ロワールが……当該税務書類の複写を含む自らの論説をフレッソーズに提示し、フレッソーズがその内容を検討した上で、自らの手で校了としたことを……認めている。〔したがって、フレッソーズも隠匿罪の実行者であり、彼が発行責任者であるか否かは問題ではない。〕」

本件判決は、いわゆる国家秘密に対する取材活動の自由に関するものであるが、それはまた同時に、ジャーナリストの職業上の秘密の保護の限界を示すものでもある。たしかに、ジャーナリストが何らかの形式で犯罪行為に加担しているような場合、その職業上の秘密は保護されないというのがフランスにおける一般的な考え方のようである。しかし、犯罪を構成するような行為によって得られた情報の公表について、隠匿罪といった罪名によってジャーナリストを一律に——すなわち当該情報が公表されるべき実質的内容を有しているか否かを判断することなく——処罰することができるのであれば、それも違法行為を行った者（この場合、税務職員）が特定されない時点でそれを行うことが可能であるとすれば、結果的に職業上の秘密の保護の範囲はかなり狭められ、ひいてはその保障の効果が大きく減殺されることになる。本件判決に対して、フランスのマス・メディア（ジャーナリスト）はプレス自由に対する重大な侵害であるとして強い反発を示したが、その理由は以上のような点にある。なお、ヨーロッパ人権評議会は1998年1月13日、本事件に関して、司法当局によるジャーナリストの表現の自由に対する侵害が存在したという意見 *avis* を示した。

## II 無罪推定原則のマス・メディアへの適用

### 1 「無罪推定を尊重される権利」という新しい人格権

フランスにおいては、1993年1月4日法律による改正の結果、新たに民法典に「無罪推定を尊重される権利」を確認する第9-1条が挿入され、無罪推定が、司法当局のみならずマス・メディアをも法的に拘束する原理として確立された。以下、刑事事件の取材・報道に大きな影響を及ぼすこの権利の成立の背景および経緯、保護の要件および限界、救済

手段について見てゆく<sup>98</sup>。

**権利の成立の背景** フランスにおいては、1789年人権宣言以来、無罪推定原則の尊重が人権（公的自由）——具体的には人身の自由 *sûreté* ——の一部を構成する要素として承認され、刑事事件を取り扱う行政官・司法官を拘束する大原則となってきた。たとえば、1789年人権宣言（人および市民の権利宣言）第9条は、「すべての者は、有罪と宣告されるまでは無罪と推定されるものであるから、その逮捕が不可欠と判定されても、その身柄を確保するために必要でないようなすべての強制措置は、法律により峻厳に抑圧されなければならない」と規定し、さらに最近では、1950年ヨーロッパ人権条約第6条2項が、「犯罪の嫌疑をうけたすべての者は、その有罪が法的に確定するまでは無罪であると推定される」ものとしている。

このような無罪推定原則は、基本的に行政官・司法官を拘束する原理であるが、従来より、部分的にはあるが、マス・メディアに対してもこの原則に配慮して自らの活動を行うことが法的に要求されてきた。たとえば、名誉毀損訴訟<sup>99</sup>において、問題の名誉毀損的事実が「大赦もしくは時効の対象となった法律違反を構成する事実、または、名誉回復や再審によって消滅した有罪事実に関する」ものである場合には真実性の証明による免責は認められないとする1881年出版自由法第35条、さらにはすでに紹介した“裁判所侮辱”に関する諸規定がその一例である。しかしながら、こうした保護は部分的なものであり、無罪推定原則の尊重という観点から見て必ずしも十全なものではなかった。

1977年、このような状況を問題視したアラン・ペイルフィット（当時の法務大臣、彼はそれ以前に彼は長く情報大臣を務め、政府の対マス・メディア政策の中心的存在であった）は、警察の捜査あるいは予審の進行中に、問題とされている違法行為の犯人として特定の人物を公表する行為を処罰する法案を提出したが、法案中にいくつかの不備があったことから結局元老院において否決された（同年11月6日）。

**権利の成立の経緯** その後、無罪推定原則の強化、具体的にはその適用範囲の拡大の問題は、刑事訴訟法典改正作業（後に1993年1月4日法律に結実する）の中で再浮上したが、検討の過程で、同原則をマス・メディアに尊重させるための方式として主として刑事罰を構想するのではなく、この原則に違反したマス・メディアに対してコミュニケの掲載その他の民事責任を課すという基本線が定められた。当初の民法典改正案は、単に民法典に「各人は、無罪推定を尊重しなければならない」とのみ規定する新第9-1条を挿入するだけのものではあったが、国民議会において、その直前に位置することになる「私生活を保護される権利」を保障する第9条との均衡をとり、また、これと並ぶ主観的な権利の創設

である点を明瞭にするため、法案の表現が修正され、さらに主として救済手段に関して規定する2項が付加された（ワレマン議員による修正。なお、この部分は後に見るように法律制定後、1993年8月24日法律によって再改正された）。現行の条文については、すでに「はじめに」において一部を省略して紹介したが、全文を示せば次のとおりである。

「(1項) 各人は、無罪推定を尊重される権利を有する。;(2項) 《警察に留置され、予審開始決定が下され、あるいは、裁判所の召喚状、共和国検事の〔予審開始〕請求書もしくは私訴原告となることの申し立てを伴う訴訟の対象とされた者が、何らかの刑の宣告が下される前に、警察捜査あるいは予審の対象とされる事実について有罪であると公表された場合、裁判官は》無罪推定に対する侵害を中止させるために《急速審理をもってしても、当該記事を掲載した出版物にコミュニケの掲載を命ずることができる。》ただし、これとは別に被害の損害賠償〔請求訴訟〕を提起し、あるいは、新民事訴訟法を適用して、それ以外の諸措置が命じられることもありうる。なお、これらの場合にあっても、無罪推定の侵害に責を負うべき者は、自然人であると法人であることを問わず、そのための費用を負担しなければならない。」

さらに、1993年1月4日法律は、反論権<sup>98</sup>について規定する1881年出版自由法第13条に次のような規定を追加した。

「……刑事訴追がなされて、新聞あるいは定期刊行物において名指しされ、あるいは特定化されたいかなる者も、その者に対する免訴の判決が下されるか、または、明示的もしくは黙示的にその者の嫌疑を晴らす釈放あるいは無罪の判決が確定した場合には、その日から数えて3月以内に前項と同じ〔反論文〕掲載義務に関する訴訟を提起することができる。」

上記民法典第9-1条のうち《……》で括った部分は、すでに述べた1993年8月24日法律によって再改正が行われた部分であるが、この再改正の経緯は次のとおりである。民法典第9-1条の成立直後、リールの日刊紙『ラ・ヴォワ・デュ・ノール』紙に対しリール大審裁判所が急速審理によってコミュニケの掲載を命じて以降（後述）、『ニース=マタン』（3月9日）、『ラ・デペーシュ・デュ・ミディ』（4月1日）、『ル・モンド』（5月25日）等の有力紙に対して同様の措置が命ぜられた（このうち『ラ・デペーシュ・デュ・ミディ』紙は、掲載に遅延があったとして二度の掲載を余儀なくされた）。しかし、このような一連の決定に対してマス・メディアは強い抗議の声を上げ、6月18日、『レスト・レピュブリカン』に対する同様の提訴を受理したメッス大審裁判所は、次のように述べて原告の訴えを退けた。

「新たに制定された諸規定は、拡大解釈を口実として、出版の自由という基本的自由のもうひとつの側面に対し、これに不当な、そして受け入れがたい制限を加えるための手段とはなりえないだろう。」

こうした動向をうけて民法典の緊急の再改正の必要性が認識されることになり、これがコミニケ掲載の請求資格者を限定する8月24日法律に結実することになった。

## 2 権利保護の要件および限界

ここでは、「無罪推定を尊重される権利」が法的救済を受けるために必要となる条件（権利侵害の構成要件）、および、それらの条件を満たす場合であっても同権利に対する救済が認められない場合（権利保護の限界）について見てゆきたい。

**権利保護の三要件** 「無罪推定を尊重される権利」の侵害の存在が認められるための条件に関して、すでに見たように民法典第9-1条は次のように述べている。

「警察に留置され、予審開始決定が下され、あるいは、裁判所の召喚状、共和国検事の〔予審開始〕請求書もしくは私訴原告となることの申し立てを伴う訴訟の対象とされた者が、何らかの刑の宣告が下される前に、警察捜査あるいは予審の対象とされる事実について有罪であると公表された場合……」

そして、この規定から、具体的には次の三つの権利侵害の構成要件を識別することができる。

第一の要件は「有罪の断定」、すなわち、ある人物が有罪であるという断定的言辞の存在である。具体的な犯罪報道において、こうした断定が存在するか否かの判断はかなり微妙な点を含んでいるが、ルーアン控訴院は1993年9月20日の判決において、「進行中の刑事事件の結末を確信にもとづいて予測するような偏見」を含むか否かを判断指標として示している。具体的には、ある犯罪の容疑者が逮捕されたという事実を実名で公表することは、その逮捕が真実であり、それに対していかなる論評も意見も加えない場合には「有罪の断定」とはならないと一般に理解されている。

第二の要件は「公表性」である。この公表性について、わが国においては“当該表現が不特定多数者に向けられたものであるか否か”を指標としてその存否が判断されているが、フランスにおいては一般に、1881年出版自由法第23条に列挙される伝達手段、すなわち「公共の場所あるいは集会において行われた演説、訴えもしくは威嚇によって、または、公共の場所あるいは集会において販売されあるいは陳列された販売あるいは頒布用の著作

物、印刷物、図画、版画、絵画、徽章、映像その他著作、言語あるいは映像の媒体となるあらゆるものによって、または、公衆の面前に貼り出された貼り紙その他の掲示物によって、または、すべての視聴覚コミュニケーション手段によって」行われた情報の伝達に公表性を認めるという方針が一般に確立している。

第三の要件は「一定の訴訟上の行為の完了」、具体的には、以下の五種類の訴訟上の行為のいずれかの完了である。

- ①警察留置
- ②予審開始決定
- ③召喚状の交付
- ④共和国検事の予審判事に対する予審開始請求
- ⑤私訴原告人<sup>9</sup>となることの申し立てを伴う訴え

このように、民法典第9-1条による救済を受けるためには、すでに司法・警察当局が何らかの形で当該事件に介入していることが前提となる。したがって、たとえばいわゆる“独自取材”によって犯罪の存在とその容疑者を摘示する犯罪調査報道の場合、当該報道によって犯罪の嫌疑をかけられた人物は、いまだ司法・警察当局が事件に介入していないのに有罪であると指弾されたにもかかわらず、逆にいまだ司法・警察当局が事件に介入していないという理由で民法典第9-1条による救済を受けられないことになる。こうしたことは、いわゆる“裁判所侮辱”的発想によるものであると思われるが、「無罪推定を尊重される権利」をすべての人に認めるという新制度の基本方針から考えて不備であると言わざるをえないだろう。

**権利保護の限界** しかしながら、上述の三要件を充たす場合であっても、次の三つの場合においては「無罪推定を尊重される権利」の主張は認められない。

第一の場合は、判決の確定、あるいは、免訴、不起訴処分、釈放によって“無罪の推定”そのものが消滅する場合である。ただし、後者の場合には、先ほど述べたように1881年出版自由法第13条にもとづく反論権の行使が認められる。なお、終局的でない有罪判決を掲載・報道することは禁止されない。

第二の場合は、公正な裁判の必要性に由来する限界である。すなわち具体的には、1881年出版自由法は、その第41条3項において「裁判における審理に関し、善意でなされた正確な報道、法廷における弁論、あるいは法廷に提出された書類は、いずれも名誉毀損、侮辱あるいは誹謗に関するいかなる訴訟の対象にもなりえない」と規定しているが、この免責規定が、そのまま「無罪を推定される権利」の侵害にも適用されると考えられている。



したがって、訴訟当事者、弁護士、検察官、証人、鑑定人等は、法廷における発言や提出書類によって民法典第9-1条違反に問われることはない。

第三の場合は、被害者の同意が存在する場合である。たとえば、一部の環境保護派の人々や中絶肯定論者がそうであったように、自らの見解・思想・信仰にもとづき“確信犯的”に自らの犯罪を誇りとする人々が存在する。このような人々に関しては、たとえ無罪の推定に配慮しない報道——たとえばその人たちの活動状況の詳細な解説——が行われてもそれは合法的である。ただし、それが、その人々の他の犯罪についてまで及ぶ場合は別である。

以上、「無罪推定を尊重される権利」保護の要件および限界について略述したが、全体的に見て、この権利が絶対権<sup>94</sup>的なものとして認識され、位置づけられていることがわかる。言い換えれば、マス・メディアは、たとえば問題の犯罪報道のもつ公益的価値等を理由とする抗弁を行うことはできないのである。しかし、こうした権利保護のありかたがプレス<sup>95</sup>の自由を侵害するものではないのか、大いに疑問が残るところである。

### 3 多様な救済手段

最後に「無罪推定を尊重される権利」に対する侵害が認定された場合に作動する救済手段について、1993年1月4日法律（すなわち、民法典第9-1条および1881年出版自由法第13条11項）が明文で定めるものと、それ以外のものに分けて紹介する。

**1993年1月4日法律に規定される救済手段** 第一のものは、コミュニケの掲載である。すでに見たように民法典第9-1条は「……無罪推定に対する侵害を中止させるために、急速審理をもってしても、当該記事を掲載した出版物にコミュニケの掲載を命ずることができる。……」と規定している。ここにいうコミュニケとは、無罪推定を侵害するような表現を行ったマス・メディアに対してその掲載が義務づけられる、権利救済のための文言であり、その内容・形式は裁判所が決定し、その公表主体は裁判所となる。たとえば1993年2月22日、リール大審裁判所は日刊紙『ラ・ヴォワ・デュ・ノール』に対して次のような文言のコミュニケを掲載することを命じた。

『ラ・ヴォワ・デュ・ノール』は、その記事において以下にその名が記された人々を種々の財産横領の犯人であると述べている。……この記事は、そこに記載された人々の無罪推定を侵害したものである。これらすべての人々は、その記事に述べられた事実について有罪であると表示されてはならず、逆に『ラ・ヴォワ・デュ・ノール』は、その記事を

公表したことによって法律に違反したものであることが理解されるべきである。」

また、こうしたコミュニケは、原則として民事訴訟法典 Code de procédure civile 第808条に規定される急速審理（仮処分手続）<sup>99</sup>を用いてそれを実現することが可能である。急速審理によるコミュニケの掲載が認められるためには、同法典第809条に規定される要件、すなわち「急迫する損害を予防するため、もしくは、明らかに違法な侵害行為を中止させるために必要不可欠」であるという条件を満たすことが必要になるが、マス・メディアは犯罪の容疑が濃厚であることを抗弁理由とすることはできない。

第二のものは、金銭賠償である。この賠償金についても、民事訴訟法典第808条の規定する急速審理手続を用いてその支払いを求めることができる。

以上二つの救済手段は、判決が確定する以前の段階から作動するものであるが、そのほかに終局的に免訴あるいは無罪の判決が下された段階で作動する救済手段がある。すでに見た（II-1）1881年出版自由法第13条11項に規定される反論文の掲載である。

すでにわが国においてもたびたび紹介されているように、1881年出版自由法第13条は「日刊の新聞あるいは定期行物において名指しされ、あるいは特定化されたあらゆる人」に反論権の行使を認めている。したがって、自らの「無罪推定を尊重される権利」を侵害された人物は、問題の表現が公表された時点で、すでに紹介したコミュニケの掲載請求とともに反論文の掲載請求も行うことができるが、第13条11項はさらにこれに加えて、免訴あるいは無罪判決の確定の段階において、権利を侵害された者が再度反論権を行使することを承認するのである。この免訴・無罪確定段階における反論権の行使の条件は記事公表時のそれとほぼ同一<sup>100</sup>であり、また、判決時に報道がなされなくても行使することが可能である。

**その他の救済手段** 「無罪推定を尊重される権利」の主要な救済手段は以上の三つであるが、「無罪を推定される権利」を侵害された者は、これら以外に、次の三つの権利を行使することが可能であると考えられている。

その第一のものは、抗議権 *droit à répartition* である。この権利は、ある表現物の公表に際して、当該表現物の公表によって自らの権利・利益を侵害された（あるいは、侵害される）人物が、当該表現物と併せて自らの抗議を表明しうる権利であり、これまでに次のような実例が存在している。（①②とも判決年月日不詳）

①劇作家サミュエル・ベケット<sup>101</sup>は、自らの作品『ゴドーを待ちながら *En attendant Godot*』を男性の役柄を女性が演じる形式で上演しようとしたブリュイ・ド・ベトン劇団に対して、毎回の上演の際に、そうした形式に対する自らの抗議文を読み上げることを求

め、裁判所はこの請求を認めた。

②元首相故ポール・レノー<sup>64</sup>の相続人は、レノーの生前における多情な愛欲生活を暴露するジャン＝ジャック・セルバン＝シュレーベル<sup>65</sup>の著書『情念論 Passions』が私生活侵害的であるとして、著者と発行人に対して金銭賠償を求めると共に、勝訴の際には同書に「裁判所は損害賠償金〇〇フランの支払いを命じた」旨の文言を掲載することを求め、裁判所（パリ大審裁判所）はこの請求を認容した。

第二のものは、対抗権 *droit de rétorsion* である。この権利は、被害者が1881年出版自由法第13条に規定される通常のリテレーション権を行使することが可能であるがそれにあきらない場合、同条の定める条件に合致しない、より広範かつ有効な反論・反撃の機会をマス・メディアに求めうる権利であり、これまでに次のような実例が存在している。（①の判決年月日、②の掲載年月日不詳）

①あるリヨンの著名人は、週刊誌『レクスプレス』が異常なほど粗暴な表現を用いて自らの名誉を侵害したとして、急速審理を用いて新聞六紙に自らの反論文を掲載することを請求した（1881年出版自由法第13条は、自らをとりあげた新聞・定期刊行物における反論を認めるのみである）。この請求をうけた裁判所は、『レクスプレス』誌に対して、同誌と請求人が選択する日刊新聞一紙のみに反論文を掲載することを命じた。

②日刊紙『ル・モンド』は、極右活動家ローラン・ゴーシェルから寄せられた反論文を掲載したが、当該反論文は、原文の長さを大幅に超過し（1881年出版自由法第13条は、反論文の長さは、原則として元の記事の長さを超えないものとする旨規定している）、しかも文中には、記事への反論とは関係のない自己宣伝や他者批判が含まれていた。

第三のものは、報復権 *droit de représailles* である。この権利は、法律（1881年出版自由法）に規定されたリテレーション権の行使、あるいはその他の必要な反論のために要した諸費用等につき、マス・メディア等の反論の相手方に請求しうる権利である。

以上、「無罪推定を尊重される権利」の救済手段について見てきたが、フランスにおいては、この権利に限らず広く人格的権利・利益の侵害に対して、論争的・両論併記的にこれを解決してゆこうとする傾向が見られるようである。これは、たとえば謝罪広告や差止仮処分といった救済手段に端的に見られるように、裁断的・前論抹消的な救済手段を志向するわが国のありかたとは対照的である。

おわりに

従来、わが国においては、マス・メディアが日常行う犯罪報道においていかにして無罪推定原則を貫徹してゆくか、あるいはそれに配慮してゆくかという問題は、主として報道の“倫理”にかかわる問題、すなわち、ジャーナリスト（マス・メディア）がこうした問題にいかにより自主的に対応してゆくかという問題として議論されてきた。議論の核心は、現在の犯人視報道をいかに改革してゆくかという点にあったが、こうした問題に対処するための具体的な改革案として、たとえば「原則匿名報道」の提唱などがなされてきた<sup>99</sup>。また、こうした中、本来司法当局を拘束する概念であるはずの「無罪推定原則」がマス・メディアに直接適用されるのか、という疑念も表明された<sup>100</sup>。

フランスの制度は、新法の制定によって無罪推定原則をマス・メディアの報道に直接適用しようとするものであるのみならず、これを「無罪推定を尊重される権利」という主観的権利として確立し、さらに多彩な救済手段を準備する点において、刑事事件報道（犯罪報道）に対する国家の介入による権力的解決、すなわち法的規制の典型例を示すものであり、この点においてわが国のありかたとは対照的であるといえる。わが国において、このようなフランス的解決策を採用することは、①「無罪推定を尊重される権利」がその性質上、絶対権的性格を帯有するものであること、②たとえばマス・メディアにおいて日常的に行われている犯罪レポートや犯罪ドキュメントが、個々の文言や断片的ストーリーのもつ名誉毀損性やプライバシー侵害性によらず、その全体のトーンの有する「無罪推定を尊重される権利」侵害性によって違法とされる可能性があることなどを考えた場合、かなり慎重にならざるをえない面があるようにも思われる。

しかしながら、犯罪報道がひきおこしてきた諸問題につきこれまでもっぱら倫理的問題であるととらえ、権力的介入についてあまり考慮することのなかったわが国のマス・メディアおよび研究者も、いわゆる西欧先進諸国の中にこのような積極的な犯罪報道規制を行う国があることを、少なくとも知っておくべきであることは間違いないし、また、より穏健な方式、たとえば、名誉侵害の一態様として「無罪推定を尊重される権利」の侵害を構想すること——この場合、無罪推定権を侵害する表現にも刑法第230条の2の免責要件が適用されることになる——などを採用して人格権のより積極的な保護を図ってゆくことは検討にあたいするようにも思われる。

註

- (1) フランスの刑事事件報道規制の概要については、*cf.* R. Dumas, *Le droit de l'information*, P.U.F., 1981, pp. 455-478; J.-M. Auby et R. Ducos-Ader, *Droit de l'information*, 2<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1982, pp. 473-476; E. Derieux, *Droit de la communication*, 3<sup>e</sup> éd., L.G.D.J., 1998, pp. 435-464; C. Debbasch (éd.), *Droit des médias*, Dalloz, 1999, pp. 832-836. *etc.*
- (2) 予審とは「一種の公判前手続きを構成する刑事訴訟手続きの一段階」であり、それは「犯罪の存在を立証すること、および被訴追者に対する証拠が判決裁判所に提訴できるほど十分であるか否かを決定することができ」、また、「軽罪に関しては任意的であり、重罪に関しては必要的である」とされる〔R・ギリアン他編、Termes juridiques研究会訳『フランス法律用語辞典』（三省堂、1996年）168頁〕。
- (3) 本稿に引用されるフランスの法律条文の訳出はすべて筆者が行った。ただし、刑法典については、法務大臣司法法制調査部編『法務資料第452号・フランス新刑法典』（法曹会、1995年）を、旧刑法典については、同編『法務資料第448号・フランス刑法典』（法曹会、1990年）を、刑事訴訟法典については、同編『法務資料第459号・フランス刑事訴訟法典』（法曹会、1999年）をそれぞれ参考にした。
- (4) 刑法典第226-13条は次のように規定する。「身分もしくは職業によって、または、職務もしくは一時的任務のゆえに、秘密としての性質を有する情報を保有する者が、その情報を漏洩する場合、その者は1年の拘禁および100,000フランの罰金に処せられる。」
- (5) 1881年出版自由法の内容については、大石泰彦「フランス1881年出版自由法(上)(中)(下)」(『青山社会科学紀要』16巻2号33頁以下、17巻1号57頁以下、17巻2号113頁以下、1988～1989年)参照。
- (6) 裁判所侮辱とは「裁判所の権威を傷つけまたは裁判所による司法の運営を害する行為」であり、その「制裁手段は、拘禁と制裁金である。伝統的には、この制裁は、当該事件の審理に当たっている裁判官が職権で課しうるものとされ、制裁の程度も当該裁判官の裁量に任されていたが、近年これに制限を設ける法域が増えてきた」とされる〔田中英夫他編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）191頁〕。なお、裁判所侮辱について詳しくは、伊藤正己『裁判所侮辱の諸問題：アメリカの立法と判例を中心として』（有斐閣、1949年）参照。
- (7) Derieux, *op.cit.*, p.449.
- (8) 1985年7月11日法律の邦訳は、林利隆・花田達朗編『資料にみる放送倫理の構造と特質』（放送倫理研究会、1996年）F28頁に掲載されている（訳・大石泰彦）。
- (9) 人道に反する罪とは、刑法典第211-1条に規定される集団殺害罪、第212-1条に規定される政治的動機等にもとづく非人道的行為の罪、第212-3条に規定される非人道的行為を目的とする集団形成の罪である。
- (10) フランスにおける“裁判所侮辱”制度の概要については、註(1)に掲げる文献の他、*cf.* D. Mayer, 《L'article 226 du Code Pénal et la liberté d'expression: Un débat trop rapidement clos》, D.1975. I. 2738.
- (11) Montbéliard, 28 juin 1963, G.P.1963. II .350.
- (12) Grenoble 11 oct.1995, D.1996.comm.79.

- (13) Crim.11 mars 1997,D.1997.comm.106.
- (14) Crim.15 mai 1961,J.C.P.1961. II .12233.
- (15) Crim.3 déc.1974,D.1975. I .2738.
- (16) オーストラリアの東約1500キロに位置するニュー・カレドニア島、ロイヤルティー諸島などの島嶼からなるフランス海外領土。総人口約20万人のうちメラネシア系先住民カナク族が約45%、フランスなどのヨーロッパ系住民が約36%を占める。1970年代よりカナク族独立推進派による独立運動が活発化し、反対派との間に暗殺等を含む激しい抗争が繰り返された。1998年5月、15～20年後に独立の是非を問う住民投票を行うことを定めたヌメア協定をフランスとの間に締結。さらにこれを受けて1999年5月に領土議会選挙が実施され、反独立派のJ・レック（ヌメア市長）が初代領土大統領に選出された。
- (17) この点に関して、D・マイエル（ディジョン大学非常勤講師）は次のように述べる。「既存の秩序に新しい社会秩序を代置しようと欲する人々による〔言論活動の〕目的は、現在の社会がすべて悪であることを証明することである。それゆえ、これらの人々は、現存する社会のすべての制度を攻撃の対象とするのであり、それには裁判も含まれているのである。」(Mayer,*op.cit.*)
- (18) Derieux,*op.cit.*,p.329.
- (19) ジャーナリストの職業上の秘密を法律によって承認している国としては、オーストリア、ノルウェー、スウェーデン、スイス、ドイツ、さらに合衆国の多くの州がある。また、憲法によって承認している国としてスペインおよびポルトガルがある。
- (20) フランスにおける職業上の秘密については、cf.Derieux,*op.cit.*,pp.328-333; Debbasch,*op.cit.*,pp.311-312; C.F.P.J., *Abrégé du droit de la presse*,4<sup>e</sup> éd.,Découverte,1994,pp.108-109.etc.
- (21) 「ジャーナリストの職業上の義務に関する憲章」については、大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999年）150～172頁参照。また、同憲章の邦訳が同書269頁に掲載されている（訳・大石泰彦）。
- (22) 民法典第9条は次のように規定している。「(1項) 各人は、自らの私生活を尊重される権利を有する。；(2項) 裁判官は、係争物寄託、差押えその他私生活への侵害を阻止または停止させるに適当なあらゆる措置を命ずることができる。これらの措置は、緊急の場合には急速審理によって命ずることができる。」なお、フランスにおける私生活保護制度については、大石前掲『フランスのマス・メディア法』201～227頁参照。
- (23) カナール・アンシェネ事件について詳しくは、cf.E.Derieux,《Publication de document fiscaux et recel de violation de secret professionnel》,J.C.P.1995. II .22429.
- (24) 発行責任者については、1881年出版自由法第6条および第42条が次のように規定している。「(第6条1項) いかなる新聞あるいは定期刊行物も、発行責任者1名を置かなくてはならない。；(第6条2項) 自然人が、……出版企業の社主もしくは管理代行者であるか、または、その企業の資本の過半数もしくは投票権の過半数をもつ場合には、その者が発行責任者となる。それ以外の場合にも、発行責任者は出版企業の法律上の代表者でなければならない。……」(第42条1項) 出版によってなされた重罪および軽罪に対する処罰としての刑に、次の者が、以下の順序で、主たる正犯として処せられる。1. その職務あるいは名称がいかなる者であれ、発行責任者あるいは発行人……」な

- お、発行責任者制度については、大石前掲「フランス1881年出版自由法（下）」113～115頁参照。
- (25) 旧刑法典第460条は次のように規定している。「重罪あるいは軽罪によって奪取、横領あるいは取得した物の全部あるいは一部を情を知って隠匿した者は、3月以上5年以下の拘禁および10,000フラン以上2,500,000フラン以下の罰金あるいはそのどちらか一方の刑に処する。……」
- (26) フランスにおける無罪推定を尊重される権利については、cf.M.Friedman, *Les droits de réponse, Découverte*,1994,pp.123-138; Derieux,*op.cit.* [note(1)],pp.456-464; Debbasch,*op.cit.*,pp.959-972; J.-H.Robert, 《La protection de la présomption d'innocence selon la loi du 4 janvier 1993》, *Liberté de la presse et droit pénal*, Presse universitaires d'Aix-Marseille,1994,pp.105-147.*etc.*
- (27) フランスにおける名誉毀損制度については、大石前掲『フランスのマス・メディア法』175～200頁参照。
- (28) フランスにおける反論権制度については、山口俊夫「反駁権：フランス法を中心として」〔伊藤正己編『名誉・プライバシー』（日本評論社、1972年）267頁以下〕、松井修視「反論権」〔石村善治編『開かれたマスコミとは何か』（時事通信社、1979年）48頁以下〕、大石前掲『フランスのマス・メディア法』83～105頁参照。
- (29) 私訴原告人 *partie civile*（刑事における民事の当事者）とは「犯罪の被害者が、被害者としての資格によって認められる権利（公訴権の発動、私訴）を刑事裁判所で行使する場合、その者に与えられる名称」（ギリアン他前掲『フランス法律用語辞典』218頁）である。
- (30) 絶対権 *droit absolu* とは「権利行使の動機を問われることなく、その行使が許される権利」であり、したがって絶対権には、「権利濫用理論が適用されない」とされる〔山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会、1986年）104頁〕。
- (31) 急速審理とは「〔訴訟〕当事者が一定の条件に従い単独裁判官から迅速な裁判を得ることができる対審的手続き」（ギリアン他前掲『フランス法律用語辞典』251頁）である。なお、民事訴訟法典第808条は次のように規定する。「大審裁判所長は、緊急の場合にあつては常に、いかなる重大な異議の申し立てもなされず、あるいは、紛争の存在がそれを正当化する場合に限り、あらゆる措置をとるべきことを急速審理によって命ずることができる。」なお、急速審理について詳しくは、本田耕一『レフェレの研究：フランスにおける仮処分命令の発令要件』（中央経済社、1997年）参照。
- (32) 反論権行使の一般的条件については、大石前掲『フランスのマス・メディア法』84～86頁参照。
- (33) 1906年～。アイルランド出身の劇作家、小説家。ダブリンに生まれ、トリニティ・カレッジ卒業後、パリのエコール・ノルマルの英語教師、さらに母校のフランス語教師をつとめる。長い放浪生活を経て、1938年以降パリに定住。レジスタンス運動に参加し、戦後はフランス語で執筆。1953年初演の処女戯曲『ゴドーを待ちながら』で一躍有名になり、アンチ・テアトル（反演劇）の先駆者となった。1969年にノーベル文学賞受賞。小説の代表作に三部作『モロイ』（1951）『マロウンは死ぬ』（1951）『名づけえぬもの』（1953）、戯曲の代表作に『勝負の終り』（1957）『おお美わしの日々』（1963）『芝居』（1964）などがある。
- (34) 1878～1964年。戦間期の政治家。下院議員としてブロック・ナショナル、次いで中道左派に所属。1930年に大蔵大臣に就任後、植民大臣、司法大臣を歴任し、1938年11月に大蔵大臣に復帰。フラン切り下げ、軍事費削減などによる財政再建を行う。外交に関しては「ミュンヘン協定」（1938年9月）

による対独宥和政策に反対し、ドゴールの装甲師団編成提案を支持した。1940年3月、首相に就任。同年6月にドイツ軍がパリに入城すると、彼は降伏を拒否して抗戦を主張するが、ついに首相を辞任。のち強制収容所に監禁される。戦後は1958年に第五共和政の憲法諮問会議議長に就任するなどした。

- (35) 1924年～。ジャーナリスト、政治家。パリに生まれ、エコール・ポリテクニク卒業後、『ル・モンド』紙記者を経て、1953年に週刊誌『レクスプレス』を創刊。その後政界に進出し、急進社会党に所属。書記長（1969年）を経て総裁（1971～1975年、1977～1979年）に就任。1974年にはジスカール＝デスタン大統領の下で行政改革大臣に就任するも、核実験に反対して辞任。彼の歩みについては、ジャン＝ジャック・セルバン＝シュレーベル著、奈良道子訳『フランスのジャーナリストの挑戦：J J S S 回想録（青年時代）』（近代文芸社、1996年）、『フランスの政治家の挑戦：J J S S 回想録（壮年時代）』（近代文芸社、1997年）参照。
- (36) 原則匿名報道については、浅野健一『犯罪報道の犯罪』（学陽書房、1984年）参照。なお、その他の主要な改革案として、上前淳一郎『支店長はなぜ死んだか』（文芸春秋、1977年）において広く紹介された「主観報道主義」をあげることができる。
- (37) 田島泰彦「犯罪報道と『報道被害』救済を考える：その問題点と改革の課題をめぐって」〔森村誠一編『イカロスは甦るか：角川事件の死角』（こうち書房、1994年）220頁以下〕。なお、田島の所説に対して浅野は、浅野健一『犯罪報道とメディアの良心』（第三書館、1997年）41～83頁において反論を行っている。

※本稿は、1996年度文部省科学研究費（奨励研究A）助成研究「フランスにおける刑事事件報道の規制」の研究成果の一部である。研究成果の報告が大幅に遅延したことをお詫びする次第である。また筆者は、本稿執筆に先立つ昨年（2000年）10月21日、日本マス・コミュニケーション学会2000年秋季研究発表会（東京経済大学）において、本稿と同一テーマでの学会報告を行った。当日、貴重なご教示をいただいた内川芳美先生、前沢猛先生をはじめ、お世話になった諸先生方に厚くお礼を申し上げる。

— 2001.5.23受稿 —